



ハリス・アソシエイツ・エル・ピーが小松製作所<6301>株式の大量保有報告書を提出



小松製作所<6301>について、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーが10月5日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資一任契約に基づき、資産運用の目的で保有している。」によるもの。

報告書によると、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーの小松製作所株式保有比率は、5.17%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年9月30日。